



全国25,000社、松本地区では**53社**が登録しています。

※2024年7月時点の登録数



犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける 「協力雇用主」を募集しています。

1. 協力雇用主に対する国の支援制度について

◆ 刑務所出所者等就労奨励金制度 **最大72万円**

協力雇用主が刑務所出所者等を雇用した場合、最長6ヶ月間、月額最大8万円をお支払いします。さらに雇用開始から6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

*刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。*労働保険に加入していることが条件となります。

◆ 身元保証制度 **最大200万円**

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

*労働保険に加入していることが条件となります。

◆ トライアル雇用制度 **最大12万円**

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

*事前にトライアル雇用求人ハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

◆ 職場体験講習 **最大2万4,000円**

刑務所出張者等に実際の職場環境や業務を体験させていただいた場合、講習委託費をお支払いします。

*社会保険に加入していることが条件となります。

◆ 事業所見学会

刑務所出所者等に実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労への意欲を引き出します。

◆ 公共工事等の競争入札における優遇制度

・法務省発注の矯正施設に係る工事の入札において、刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式を採用しています。詳細は法務省ホームページをご覧ください。

URL https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00045.html

・長野県では、建設工事の入札参加資格申請における新客観点数の見直しとして、法務省の「協力雇用主」としての登録企業には、地域貢献の取り組みとして評価し加点しています。

2. 長野県就労支援事業者機構の支援制度について

◆ 給与支払い助成事業 **最大9万円**

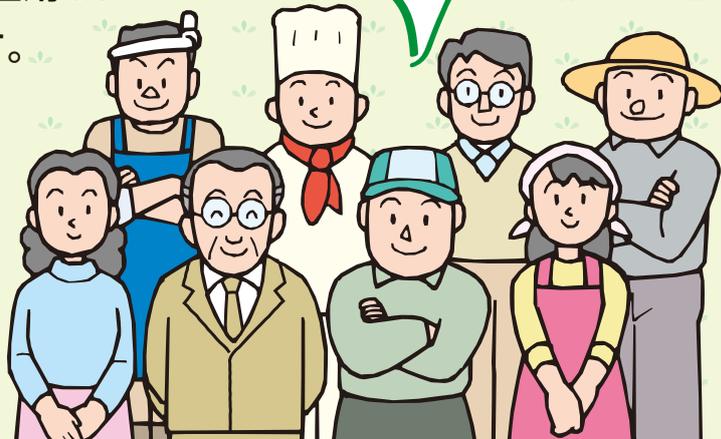
刑務所出所者等を雇用して国の支援制度の対象外となった場合、最長3か月間、月額最大3万円の雇用助成金をお支払いします。



協力雇用主とは？

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない
刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、
改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

さまざまな
業界・業種にご登録
いただいています！



ホームページよりお問い合わせ、入会申請いただけます。

URL <http://www.soeki.jp/entry/>



■上記ホームページより申請をおこなってください。

協力雇用主から暴力団を排除するため、保護観察所に登録いただく必要があります。上記URLから登録申請いただいた後、担当より折り返し連絡いたします。

■登録手続き

※先に長野保護観察所への登録が必要です。

長野保護観察所から送られてくる「協力雇用主登録届」への記載と共に、以下の提出書類が必要となりますのでご準備ください。

①誓約書②役員等名簿③登記事項証明書(写し可)④役員等名簿に掲載されている役員の本人確認書(住民票、免許証)の写し

■年会費 5,000円

よくあるご質問



Q 求人を募りたいのですが、どのように紹介されますか？

A 協力雇用主会に登録後、求人情報を記入いただけます。

求人情報を①長野保護観察所②松本地区保護司会③更生保護施設(みずず寮)④松本少年刑務所に案内し、該当する人材を各所より紹介頂きます。なお、個人情報の関係上、個別の人材情報は保有しておらず、協力雇用主会事務局では求人情報を紹介するのみとなっています。

Q 社宅や寮がなくても大丈夫ですか？

A 社宅や寮の提供ができない場合でも求人が可能です。

対象者の住居に関しては、就労者自身でアパートを借りているケースも多いので、社宅や寮が用意されていなくても積極的に採用をご検討ください。

Q 雇用主会に入会する条件はありますか？

A 松本地区更生保護協力雇用主会運営のために年会費5,000円をご負担頂いています。

更生保護活動に理解頂き、犯罪予防・再犯防止を積極的に進めて頂ける法人様に入会頂いております。規模や業界などは不問です。